

「表紙共 15枚」

令和5年2月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和5年3月9日(木曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治
2 番 松原忠雄	12 番 川津清則
3 番 横田秀喜	13 番 財津満寿光
4 番 江藤義幸	14 番 中島浩司
5 番 左原三枝子	15 番 美野英俊
6 番 綾垣和子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	

4 出席事務局職員

局長 武内義則 係総括 田中さおり 主査 小野芳也 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希

2 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別断面積（下限面積）について

第7号 3月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地所有適格法人要件該当確認の件

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

第3号 農地法施行規則第29条第1項該当による届出の件

第4号 非農地判断の件

7 その他

(1) タブレットについて

(2) 基盤法改正による利用権設定の取り扱いについて

(3) 3月現地調査

日 時 3月27日(月) 午前9時～

※ 調査委員

(4) 3月調査委員会

日 時 3月30日(木) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(5) 3月定例総会

日 時 4月10日(月) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(6) 行事日程

3月 9日(木) 地域計画策定の話し合い極意マスター研修会(別府市)

3月22日(水) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(7) その他 ・「2月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「2月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

事務局長
(武内義則)

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。総会の成立でございますけれども、委員総数19名中出席委員19名で、日田市農業委員会規則会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので本日の会議が成立することをご報告いたします。また、今回から推進委員のほうもお知らせしたいと思います。本日は、西有田の中嶋ひとみ委員、夜明の森山委員、上・中津江の石川委員から、欠席届が出ております。また、会議に入ります前にお断りさせていただきますけれども、議事進行上発言される場合は挙手をして、議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切ってくださいか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。それでは本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長
(石井照久)

改めまして、こんにちは。大変お疲れさまでございます。先日の農業会議の中で言われていたことがあったので、報告したいと思います。農業委員会の組織等をめぐる情勢の中で、農業委員、推進委員の仕事として、農地利用の最適化というのが出てまいりました。その時に資料をいただいた訳でございますが、農地利用の最適化とはですね、耕せている農地を耕せるうちに耕せる人へ伝えていくということでございます。平成27年の改正で、農業委員、推進委員を含めてでございますが、農地の番人から農地を動かす人になったということでございます。これは、横浜国立大学の先生が言われたことでございます。農地の番人であり、農地を動かす人になったということでございますので、各地域のエリア内の情報については一層気を付けるようお願いしたいと思います。それでは、着座して議事を進行してまいります。

はい、それではですね、会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。

(なしの声)

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それではですね、議事録署名委員、お二方をお願いしたいと思います。13番財津満寿光委員、18番財津政美委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、議案訂正がありましたら、事務局お願いします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>はい。議案訂正が1件ございます。議案4号の利用権の中の24ページの40番の案件です。譲受人が大分県農業農村振興公社となっている分です。住所が、4番15号となっていると思いますが、次のページを見ていただければわかりますが、舞鶴町1丁目3番30号STビル8階、こちらの住所が正しいです。大分県農業農村振興公社が昨年事務所を移転しまして、41番の案件の住所が正しいですので、40番の住所の訂正をお願いします。事務局から以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>では、早速議案の審議に入りたいと思います。今回の調査委員はですね、2番松原忠雄委員、9番湯浅正徳委員、10番川津美利委員の3名の方でございました。調査委員長は、10番川津美利委員でございます。</p> <p>はい。それではですね、川津委員、調査委員長として一言お願いします。</p>
<p>調査委員 (川津美利)</p>	<p>はい、皆さん、改めまして、こんにちは。今月の調査員の川津でございます。2月22日に松原委員、湯浅委員と事務局で現地を見てまいりました。どうぞ審議のほうよろしくをお願いします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それではですね、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それでは、私から農地法3条の申請分について説明いたします。今月は4件申請が出ております。 まずは、議案書の1ページ目、番号4番から説明いたします。対象農地は、大字鶴河内〇他5筆になります。地目は、〇と〇、〇、〇が、台帳、現況ともに田となっています。〇が台帳は畑、現況が田です。残りの〇が、台帳、現況ともに畑となっています。面積は6筆合わせまして、3,101㎡です。譲渡人は〇さんで、遠方に引っ越すので管理が出来なくなるため、譲受人の〇さんが農地を譲り受けて就農するものです。譲受人の〇さんは、現在福岡県にお住まいですが、譲渡人の〇さんの住居を購入いたしまして、移り住んで農業を行います。また、新規就農者となりますが、〇さんは2年間ほどご実家のほうで農作業の経験がありまして、耕運機等の農機具の取り扱いの経験がございます。譲り受けました農地は、現状のまま利用するように計画しております。前の地図をご覧ください。赤い丸で示しているところが、対象の農地となります。続いて、こちらが航空写真です。こちら赤い丸で示している所が対象の農地となっております。こちらが字図です。赤で囲んでいる部分が対象農地となります。青い丸で囲んでいる部分が、今回購入してお住まいになる住居の場所となっております。こちらが現況の写真です。〇、〇、〇、〇の現況の写真となります。こちらが〇の現況の写真です。こちらが、〇の現況写真となります。</p> <p>続きまして番号5番になります。対象農地は前津江町大野〇ほか8筆です。地目は、〇と〇が、台帳、現況ともに田となっています。残りが、台帳、現況ともに畑となっています。面積は合わせまして、7,194㎡です。譲渡人は〇さんで、後継ぎとなる同居人の息子に農地を贈与するもので、譲受人の〇さんが申し出を受けて贈与を受けるものです。赤い丸で示しているところが対象農地です。こちらは〇から〇の農地の位置になっております。こちらがこの赤い丸で示している部分が〇の農地の位置を示しております。続いて、航空写真です。こちらが〇から〇の航空写真となります。続いて、こちらが〇の航空写真となっております。こちらが字図です。こちらは〇から〇の字図となっております。こちらが〇の字図となります。続いて、現況写真です。こちらが〇の現</p>

況写真となります。右に○の農地がございます。続きまして、こちらが○の現況写真です。右側には○、上の奥のほうに○の農地がございます。こちらが○の現況写真になります。左側に○の農地がございます。続きまして、こちらが○の農地になります。左上には○の農地があります。先ほどの○を別角度で撮った写真となっております。田がございまして、こちら法面や農道を含んで、1筆となっております。続きまして、こちらが○の農地の写真となります。こちらが○の現況写真です。こちらは先ほどの○の奥のほうの現況写真となります。こちらは○の現況写真です。こちらが○の現況写真となります。こちらが○の現況写真となっております。

続きまして、議案書の2ページ目に参ります。番号は6番です。対象農地は、大字十二町○です。地目は、台帳、現況ともに畑となっています。面積は229㎡です。譲渡人は○さんで、遠方に住んでおり管理が困難なため、譲受人の○さんが譲り受けて就農するものです。こちらの案件は、1月9日の総会で別段面積の承認を受けているものです。空き家バンクに付随する農地となります。場所は赤い丸で示している所が対象の農地となります。その隣の青い丸で示している所が、空き家バンクの物件となっております。続きまして、こちらが航空写真です。こちら赤い丸が対象農地、青い丸が空き家バンクの物件となっております。続いて、こちらが字図です。赤で囲んでいる部分が対象農地です。続きまして、こちらが現況の写真となっております。

次に参ります。続いて、番号7番です。対象農地は、大字日高○です。地目は、台帳、現況ともに田となっております。面積は606㎡です。譲渡人は○さんで、健康上の理由により耕作が困難なため、譲受人の○さんが譲り受けて就農するものです。譲受人の○さんは議案書を見てもらうとわかりますが、所有農地は、0㎡となっております。しかし、今回3条とは別に利用権の設定を行いまして、田を2筆、合わせて2,318㎡を借りるようしております。この利用権を設定することで、農地といたしましては2,924㎡の農地を耕作する予定となっております。これで面積要件を満たすような形となっております。○さんは新規の就農者となります。今後は農業を営む友人や知人から農業の指導を受けて農機具を借りながら、耕作するとお話を伺っております。地図で見ますと、赤い丸で示しているところが対象の農地の位置となっております。こちらが航空写真です。赤い丸が対象農地です。こちらが字図となります。赤で囲んでいる部分が対象農地です。青い丸で囲んでいる所が、譲受人の○さんの自宅となっております。こちらが現況の写真となっております。

3条の申請は以上4件となっております。ここで現地調査にご同行いただいた川津委員より、ご意見をお伺い

<p>調査委員 (川津美利)</p>	<p>したいと思いますので、よろしくお願いいたします</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>私達が見た限り、問題はないと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。次にチェックシートの説明に参ります。チェックシートの資料のNo. 1をご覧ください。今月のチェックシートが1ページございます。こちら全て各項目に該当しないことが許可の条件となっておりますが、全ての項目に該当しておりません。つまり、許可を出す分には問題がないということを確認いたしております。事務局からは以上となります。</p> <p>はい、ありがとうございます。事務局の報告にあるように、また調査委員長報告にあるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。</p> <p>ありませんか。はい。なかったら、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の件、3件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>

事務局
(太郎良悠希)

はい。それでは、議案3ページ、議案第2号農地法第4条についてです。今月は3件申請がありました。
番号3、大字高瀬○で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積が118㎡の第2種農地です。このうち約半分の62.5㎡を駐車場としたいとのことでの申請です。申請人は日田市銭湊町の○さんです。場所は南部中学校の北側にある赤く丸をしている所です。航空写真で見るとこのようになっております。画面の右下に見えているところが南部中学校のプールです。その近くのこちらの農地です。黄色がこの地番の農地そのものの形で、赤の破線でしてありますのが駐車場にするところの農地です。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。場所的には、必要であれば1筆すべて駐車場にすることもできるところですが、申請者の意向を伺いますと、畑として残す部分は畑として使っていきたいということで、伺っております。

番号4、大字高瀬○で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積が1,418㎡の第2種農地です。申請人は日田市八幡町の○さんです。植林したいとのことでの申請です。場所が八幡町の集落の手前のほうで赤く丸をしているところ。川の対岸には木の花ガルテンがあります。航空写真で見るとこのようになっています。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。

ページが変わりまして、番号5です。大字友田○で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積が275㎡の第2種農地です。申請人は日田市北友田2丁目の社会福祉法人グループ・ラムさんです。駐車場として利用したいとのことでの申請です。場所が学校給食センターから萩尾公園に向かっている途中にあります、赤く丸をしている所です。航空写真で見ると、このようになっております。申請者がこちらのグループ・ラムさんでその近くの赤く囲んでいる所です。こちらが字図です。赤で囲んでいるのが今回の申請地になります。平成26年頃に3条許可を受けて所有されておまして、このあと写真をご覧頂きますが、畑として管理されておりましたが、施設を利用する人の駐車場として利用したいと伺っております。こちらが現況の写真です。写真を見ますと、こちら車が止まっているのが見えますが、現地調査の際に調査委員さんと職員で場所を確認しましたが、ここは里道の部分になるということで、問題ないということで考えております。

それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。

<p>調査委員 (川津美利)</p>	<p>私たちが見た限り特に問題はないと思います。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。4条につきましては、資料No. 1の1枚めくって頂いたところ、2ページと3ページの見開きのところでございます。全ての項目に該当しないことが許可の条件ですが、書類審査、現地調査により該当しないことを確認出来ております。私からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。事務局の議案説明、調査委員長の説明にあるように、問題ないとのことで意向でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思っております。ありませんか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。なければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。 ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>続きまして、議案書5ページ、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の件、7件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>議案書5ページ、議案第3号農地法第5条についてです。今月は7件申請がありました。 番号5、大字三和〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積が2,042㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市財津</p>

町の○さんで、譲受人は日田市田島本町の有限会社宝珠開発さんです。申請地を譲り受け、宅地分譲用地（7区画）として利用したいとのことでの申請です。場所は五葉苑さんの近くの赤い丸をしているところです。航空写真を見ると、このようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。念のため、申し上げておきますと、写真には軽トラが写っていますが、これは今回の転用とは関係ない農作業の一部と取れましたので、事前着工ではないと考えています。また、議案書の申請理由の欄の右上の所に転用目的を書いておりますが、例えば宅地分譲用地などと出てくるところに、特定建築条件付土地（7区画）となっております。これについてご説明いたします。基本的には、第3種農地の中での都市計画の用途が指定されている範囲でないと、宅地分譲地というような造成のみを目的とする許可はできないとなっております。しかし、住宅のデザインや家族構成を踏まえた間取りなど住宅を建てる者の要望が多様化したため、平成31年に新しい制度ができて、万が一、区画が売れ残った場合は、転用者が、今回でいうと譲受人の宝珠開発さんが住宅を建てることを条件として、第2種農地などでも許可できるようになりました。よって、この場合は、転用の目的や許可書の目的は、特定建築条件付土地何区画というふうになりますので、このようになっております。次の案件につきましても、同じような理由で記載しております。

次に6番に移ります。大字三和○で、地目は、台帳、現況ともに田で、面積が1,510㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市財津町の○さんで、譲受人は日田市田島本町の株式会社 JAPANFUJITSU コーポレーションさんです。申請地を譲り受け、宅地分譲用地（5区画）として利用したいとことです。こちら先ほどの案件と同じ理由で許可書には特定建築条件付土地と記載します。また、こちらは農地を使うのは5区画ですが、隣接しております雑種地を使い、もう1区画作る予定でございます。例えば、今後広告などで皆さんがご覧になる時は、6区画となっていると思います。場所のご説明です。先ほどの案件の近くです。五葉苑さんがございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。中央の赤い真ん中の土地に5区画が出来まして、黄色の破線で丸をしているところに1区画、合わせて6区画の予定です。農地を使うのは5区画ですので、申請理由の欄は5区画となっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。

ページを変わらして、番号7番です。大字十二町○で、地目は、台帳、現況ともに畑で、面積が430㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市新治町の○さんで、譲受人は日田市田島本町の株式会社 JAPANFUJITSU コーポレーシ

ョンさんです。申請地を譲り受け、宅地分譲用地（2区画）として利用したいとのことでの申請です。一番近くにございますのは、サニクリーンさんが近くにあります。それとセブンイレブン十二町店さんやふじスタジオさんにございます。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。実は次の案件の場所がすごく近いところにあります。こちらが字図です。現況の写真です。

番号8番です。大字十二町〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積が704㎡の第3種農地です。譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は日田市田島本町の株式会社 JAPANFUJITSU コーポレーションさんです。申請地を譲り受け、宅地分譲用地（3区画）として利用したいとのことでの申請です。場所は先ほどの案件の近くで、サニクリーンさんの所を入ったところでは、航空写真を見ると、このようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。

続いて、番号9です。大字高瀬〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積が649㎡の第3種農地です。この後説明いたしますが、この土地の一部が第2種農地ということから、かっこ書きで第2種農地と記載しています。譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は福岡県の DG ホールディングス株式会社さんです。大日さんということであれば、耳なじみがあるかと思えます。申請地を譲り受け、駐車場として利用したいとのことでの申請です。場所が大宮の交差点のところでは、近くにはサッポロビール株式九州日田工場さんや大日さんの会社などにございます。航空写真で見るとこのようになっております。ここが大日さんの会社の前のところになります。先ほどの農地区分の話になりますが、このオレンジの色がついているところが都市計画の用途が定められている地域ですので、3種農地ということになりますが、今回申請地のうち、一部この北側は、色がついていない、用途区域に定められていない地域なので、この部分は2種農地として考えております。1筆の中で農地区分が混在しておりますが、どちらかひとつに統一するように県が国から言われておりますが、大分県ではまだどうするかという見解を示してない状況でございます。今回の申請にあたりましては、2種のほうが審査基準が厳しいのでそちらに合わせて書類を出していただいているところでは、書類的には問題ないことを確認しております。こちらが字図です。この土地についてもう少しご説明したいことがございまして、この写真をご覧くださいと、小さくて見えないかもしれませんが、道とこの赤で囲んでいる間に少し茶色の地面が見えるところがあります。ここは別の個人の方が田として持っております。同意書は頂いておりますので、許可には特に問題はないんですが、今回の申請地は、赤く囲んでい

る範囲だけということになります。現地の写真を見ると、このようになっておりまして、奥に見えるこの建物が大日さんで、この斜めに線が入っているところに測量されたような杭が残っていました。ここは農地として利用するとのことでした。

続きまして、次の案件にいきます。番号10です。大字上野〇ほか3筆の計4筆で、地目は、台帳、現況ともにすべて田、面積が合計で3,660㎡の第2種農地です。こちら3,000㎡を超えておりますので、定例総会で審議したのち、大分市で行われます常設審議委員会で審議して、承認されれば許可ということになっています。譲渡人は3名おられまして、〇と〇は福岡県にお住まいの〇さんです。〇は日田市京町の〇さん、〇は日田市上野町の〇さんです。譲受人は日田市琴平町の安養寺建設有限会社さんです。申請地を譲り受け資材置場として利用したいとのことでした。場所は上野のバイパス沿いにありますコウダジドウシャさんから入っていった赤く丸をしているところでした。こちらが航空写真です。字図はこのようになっております。こちらが現況の写真です。角度を変えますとこのようになっております。

ページ変わります、最後の案件です。番号11、大字有田〇と〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積が合計で1,749㎡の第2種農地です。こちらは貸し借りとなっております、賃貸人は日田市中尾町の〇さんで、賃借人は日田市石井町1丁目の株式会社日田圧送さんです。申請地を借り受け、事務所および駐車場として利用したいとのことでの申請です。現在石井にある会社に移ってくると伺っております。場所は松本自動車さんや井上鉄工所さんがございまして、その東側の赤く丸をしているところでした。航空写真で見るとこのようになっております。この赤く丸をしているところでした。北側の現在の様子は変わっておりまして、この1年ほどで転用を受けておりまして、松本自動車さんの駐車場や市の消防の施設が建っているというふうになっているところでした。字図はこのようになっております。こちらが現況の写真です。

それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。

調査委員
(川津美利)

私たちが見た限り特に問題はないと思います。

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、ありがとうございます。それではチェックシートについてです。資料No. 1の4ページから7ページまでが5条です。このうち、5ページですね、少し下のほう、番号5と6の2点につきましては、該当するというような形でございます。ここはご説明したところですが、宅地造成のみを目的とすることはできないので該当するとしておりますが、制度が変わりまして許可できるようになっております。そのほかの項目については書類審査、現地調査により該当しないことを確認出来ております。私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。事務局の議案説明及び調査委員長の話にあるように問題がないというようなことでございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。 はい、原田委員どうぞ。</p>
<p>17番 (原田文利)</p>	<p>17番原田です。10番の案件ですけど、転用面積が3,660㎡とありますが開発の関係です。開発協議済証となっていますが、県の開発許可は必要ないんですか。3,000㎡を超えると開発許可が必要だと思いたすが。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>こちらは建物が建たないので、県の開発行為は不要と伺っております。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>何かほかにありませんか。今回申請理由に特定建築条件付土地とかありますけどよろしいですか。 はい、飯田委員どうぞ。</p>
<p>8番 (飯田委員)</p>	<p>8番の飯田です。今の特定建築条件付土地です。これはもし売れない場合は譲受人が建てるということですが、完了までに年数とかありますか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>年数は一応目安がございます。当初想定しておりますのが3か月でございますが、3か月で5区画、一般の方がすべて買っていくというのは、なかなか想定しづらいというご意見を、宅建業者さん側から相談を受けており</p>

	<p>まして、昨年県と協議をしたところ、事前にどれぐらいの期間でできますという協議ができていれば、それに沿っていただければよいということでした。また、転用許可制度そのものは許可後概ね1年以内には、目的を達成するという事になっています。</p>
<p>8番 (飯田委員)</p>	<p>概ね1年以内ということですね。それと、9番です。さっき残地が少し残ると言いましたが、そこはどちらの持ち物になりますか。田ですが、水はあるんですか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>この形がいまの形です。少し拡大します。先ほど、ご説明の中で申し上げたのは、ここの中に刃物のような形をしたところで、こういった位置関係だと大体国交省や県が所有者となっていて、道路の一部というような扱いです。多いですが、この部分はあくまで個人の方が田として持っておりまして、この形のまま農地として残るといったようなことになっております。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>飯田委員、よろしいですか。</p>
<p>8番 (飯田委員)</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>あと補足ですが、現状1枚で使っていたところでありまして、そこをまとめて転用されるのではないかとこの心配はございますが、現地調査の際にきちんと測量されておりましたので、また、この土地の所有者が転用行為に同意をした書類が出てきております。</p>
<p>8番 (飯田委員)</p>	<p>はい、わかりました。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。中島委員、よろしいですか。</p>
<p>1 4 番 (中島浩司)</p>	<p>1 4 番中島です。この 9 番の案件ですが、残地になる人の同意は得られているということなんですけど、この残地が耕作放棄地みたいな感じで残っていく可能性もあると思うんですけど、こちらから転用してくださいというのは、大変失礼な話と思うんですけど、何もしないとちょっとした残地があちらこちらに出てきて、そういうのが耕作放棄地として積み上げていく気がするんですけど、その辺の対応はうまくやっていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、事務局よろしいですか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、ありがとうございます。同意書をいただいておりますので、所有者の意思としては農地として使っていきたいということだと思いますし、写真だと見切れていますが、ここが進入路となっております。それを残す形となっていて、もちろん荒れていかないように見ていきたいと思います。</p>
<p>1 4 番 (中島浩司)</p>	<p>農地で頑張るように伝えてください。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ほかに何かございませんか。よろしいですか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>なければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いい</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>たします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>調査委員長、終了でございますが、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (川津美利)</p>	<p>慎重な審議ありがとうございました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。お疲れ様でございました。</p> <p>続きましてですね、9ページ、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。新規9件、再設定20件、所有権移転1件、中間管理事業（一括方式）新規8件、中間管理事業（利用権の種類の変更）1件でございます。その前に議事参与の方がおられます。退出をお願いしたいと思います。19番の高瀬義徳委員、14番中島浩司委員のお二方です。申し訳ありませんが、退出をお願いいたします。</p> <p>(高瀬義徳委員、中島浩司委員、退席)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>それではですね。議案第4号でございます。19番の高瀬義徳委員と14番中島浩司委員の件を先に審議いたしたいと思います。高瀬義徳委員が、15ページのNo.24、借り手が高瀬義徳委員でございます。続きまして、14番中島浩司委員でございます。28ページの47番、48番、29ページの49番、借り手が有限会社</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>4 番 (江藤義幸)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>中島農場でございます。このお二方の件でございますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>(高瀬義徳委員、中島浩司委員、着席)</p> <p>はい、それではですね、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業を常時従事するものとして作成されたものです。それぞれの委員の方々のエリアにおいて、ご確認をお願いいたします。問題があれば、挙手してご発言願いたいと思います。</p> <p>はい。江藤委員どうぞ。</p> <p>11ページの16番ですけど、借り手の方は80歳で10年間となっていて、10aあたり3万円と高額なんですけど、そういう話はしていますか。</p> <p>事務局、よろしいですか。</p> <p>この方は農業従事者ですけども、この方お一人でされるわけじゃなく、この利用権設定について、年齢の要件というのは、要件はないので問題ないかなと思っているところで、お受けしておるところです。こちらは、現況</p>
---	---

	<p>が田となっておりますが、今後は牧草をされるということで、農機具の所有状況からしてもかなりの規模でされておった方ではないかということで、事務局としては確認しております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>江藤委員、よろしいですか。</p>
<p>4 番 (江藤義幸)</p>	<p>はい</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかにごございませんか。よろしいですか。</p>
	<p>はい、それではですね、計画要請の内容は別紙チェックシートのとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がなかったら、ご承認いただきましょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。はい。それではですね、承認いたしたいと思います。</p>
	<p>はい、それでは30ページですね、議案第5号現況証明書非農地証明書の発行について、5件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>それでは、議案第5号、現況証明書の発行についてです。今月は5件申請があがっております。まず3番、天瀬町湯山の○で、登記地目は畑、現況は原野、面積が2,273㎡です。申請人は天瀬町湯山の○さんで、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元す</p>

るための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが、天瀬振興局から玖珠川を挟んで北側の山の中にあります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

続いて4番、大肥の○で、登記地目は畑、現況は原野で、面積は235㎡、申請人は大肥本町の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが、大肥本町の信号のある交差点から、国道を超えて北に進み少し入ったところにあります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

次に、31ページに移ります。5番、上津江町上野田の○です。登記地目は田、現況は原野、面積は1,909㎡です。申請人は上津江町上野田の○さんで、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが、県道天瀬阿蘇線を上津江振興局からオートポリスに向かう途中で東に入りまして、東雉谷の集落で、ここをさらに南に入ったところになります。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

続いて6番、上津江町川原の○で、登記地目は畑、現況が雑種地で、面積は47㎡です。申請者は上津江町川原の○さんで、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが、上津江振興局から少し南に上って行った先にあります。航空写真でみると、このようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

最後に32ページに行きまして、7番、西有田の○ほか3筆で、登記地目は○のみ田、他は畑、現況は○のみ原野、他は山林、面積は合計6,813㎡で、申請人は石松町の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所は、日田支援学校の北側です。白蓮保育園の裏手の谷に沿って農地があります。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

	<p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>推進委員 (河津正徳)</p>	<p>中川地区推進委員の河津です。3番についてですが、先月24日に現地を確認しましたが、現在は森林状態で非農地証明の発行をお願いしたいと思います。</p>
<p>推進委員 (佐谷野利幸)</p>	<p>大鶴地区の佐谷野でございます。水害によって隣接する山林の山肌がなだれこんで、現状のような状況になったものでございます。申請理由のとおりの内容で許可をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>ありがとうございました。西有田担当の中嶋委員、上津江担当の石川委員は現地調査の際に非農地証明の発行については問題ない旨承っております。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。現況証明書の発行につきまして、5件でございます。何かご質問がある方は挙手をお願いします。ありませんか。</p>
	<p>意見がほかになかったら、ご承認いただけましょうか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それではですね、現況証明書を発行いたします。</p>
	<p>続きまして、33ページ議案第6号農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積（下限面積）について、事務局は説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それでは、私から議案第6号農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積について、説明いたします。こちらは、通常でありましたら、毎年度3月の総会で議決をいただきまして、1年間の運用面積を決定しておりました。しかし、今回は議案書に書いておりますように別段面積が廃止されることになっております。1番の農地法施行規則第17条第1項適用分の日田市の場合は25aの別段面積が決定しておりますが、こちらを廃止という形です。2番の農地法施行規則第17条第2項適用分の空き家バンクに付随した農地になりますが、こちらも廃止という形をとらせていただきます。一番下の理由に記載しておりますように、令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律によりまして農地法第3条第2項第5条が削除されるためでございます。こちらは、1月10日の総会時にも説明させていただきました内容でございます。また、その時に別段面積廃止に伴いまして、何か対策をとということだったので、事務局で案を考えております。今後、役員会で協議頂きまして、決定次第、総会の場でご報告したいと思っております。事務局からは以上となります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、事務局より別段面積の廃止につきまして説明がありましたが、この件につきまして何かご質問のある方ございませんか。はい、横田委員どうぞ。</p>
<p>3番 (横田秀喜)</p>	<p>3番横田です。ちょっと解釈の違いがあったら悪いので、教えていただきたいんですけど、これを廃止するということは、農地を買うのに自分が持っている農地が0㎡でも農地が買えるということということですか。買ったり、借りたりできるんですか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。そうです。これは重要な案件でございますので、何か質問がある方は、手を挙げてどうぞ。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>農地委員の諫山です。この前も話したんですけど、日田市独自でとかいう形にはとれません。何かないと、ただ廃止します、あとは自由ですとなったら、農業委員会で協議する意味もないし、管理してくれればいいとい</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>推進委員 (諫山文彦)</p> <p>事務局 (小野芳也)</p> <p>推進委員 (諫山文彦)</p> <p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>う感じするし、全国の農業委員会の対応を見ると、地区によってはこういうことでやっていますよというようなのがあって、会長もそれなりに県の会議に出席しているので相談しながら何かできないかと思います。</p> <p>はい。ありがとうございます。県の方とも協議しながら、話をずっと進めてまいりました。今のところ、市独自ということは出来ません。結局、最終的には農地法の中で、農地として使うということが原則でございます。そのために何か意見があればご発言頂けると、役員会で決めていきたいと思っております。誓約書という形にしようかと思っておりますが、まだ何かいい方法があれば、ご意見をお聞きしたいと思っております。はい、諫山委員どうぞ。</p> <p>そもそも下限面積自体が廃止されるなら、仮に耕作しますといっても、結局あとは自由となるわけですよ。縛りはないですよ。農地を残そうと動いても減っていく可能性はありますよね。売った後はどういうことになるかわかりませんよね。</p> <p>農地法の3条2項というのが、耕作の意思があるということで購入されるというのがあります。その時点で農業を行うのが大前提になりますので、縛りではないですけど、3条は農業をやるということで購入されるということです。</p> <p>良い方にとれば少ない面積の人でも、農地を買って農業を始められますよというのはありますよね。</p> <p>そうですね。</p>
---	---

<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>結局、企業や不動産関係とかがうまくやろうと思えば、どうにでもなるという話になるんじゃないかなと思います。3条で農地として買って、少し経ってほとぼりが冷めれば、次の4条や5条にという形もあり得るし、どこまで企業に言えるのかというのは不安があるんですけど。農業委員会の考え方もあると思いますが。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>下限面積に関してはですね、確かに単純に条件が緩くなるというとらえ方ができるんですけど、それと同時に、特に新規参入の方などは、新しくできます地域計画ですね、今まででいう人・農地プランでいきますと、中心経営体とかそういう言い方をしていたんですけど、こういう経営体ではなく地域計画を壊すような可能性のあるような方には3条の許可を出してはいけないというものがあります。委員の皆様の入っていただいた地域計画が具体的にどういう検討の仕方になるかわからないですけども、こういった方たちがこの集落に参入しようとしてますが、地域計画の観点から大丈夫ですかというような検討をしてから、3条の申請が出てくるという、そういうふうな想定もされておりますので、特に面積の要件はない代わりに、他の要件に関しては今まで以上に慎重に審議をしていただければ、といったところが考えられております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。小山委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>実はですね、今月に入ってうちの近くでは知らないうちに、栗山に重機を2, 3台入れて、造成していて、何をしているのかと確認したら、畑を作るということをしていました。今後は農業委員の皆さんもそうですけど農地委員の皆様も、自分たちのエリアを常に注視していかなければならないと思います。造成されたところが農振とかぶっているところですが、あんまり言っていないかわかりませんが、前農地委員をされていた方がそういうことをする。一般の方のだったら、なおさら重機を入れて気がついたら、そこは建物が建っていたというような状況にもありうると思いますので、これだけについては委員と事務局が常に連絡を取り合いながら、対処していかないとどういうことをするかわからないということも、皆さんも理解していただきたいです。以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。中島幸一郎委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (中島幸一郎)</p>	<p>推進委員の中島です。あの1 a からでも、農家なんですよ。0.5 a からでも農家ですか。今の言い方からすると、1 a の人が10人おったら、10人の農家がいるということになるんですか。この考え方でいいんですかね。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。そういう形になります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>中島幸一郎委員。よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (中島幸一郎)</p>	<p>その場合はですね、1 a でも農業委員会を通じて、3条許可となるんですか。そういうことですか。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>そういう形になります。</p>
<p>推進委員 (中島幸一郎)</p>	<p>それは間違いないですか。</p>

<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>他に何かございませんか。よろしいですか。それでは、議案第6号農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積（下限面積）について、ご承認いただけでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい。それではですね、承認いたしたいと思います。</p> <p>議案第7号です。3月調査委員の選任についてでございます。日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものです。私のほうの指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、それではですね、4番江藤義幸委員、16番伊藤明美委員、17番原田文利委員の3名の方をお願いしたいと思います。調査委員長は原田文利委員でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、35ページの、報告に入りたいと思います。事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地所有適格法人要件該当確認の件 報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件 報告第4号 非農地判断の件</p>

7番、その他

(1) タブレットについて

(2) 基盤法改正による利用権設定の取り扱いについて

(3) 3月現地調査

日 時 3月27日(月) 午前9時～

※ 調査委員

(4) 3月調査委員会

日 時 3月30日(木) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(5) 3月定例総会

日 時 4月10日(月) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(6) 行事日程

3月 9日(木) 地域計画策定の話し合い極意マスター研修会(別府市)

3月22日(水) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(7) その他 ・「2月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「2月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年4月10日

議 長 会 長

署 名 委 員 1 3 番

署 名 委 員 1 8 番